軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の申請手続き 判断の流れ

①利用者の状態を確認する。

ケアプラン作成担当者は、福祉用具を使用することで利用者の自立支援に つながると考えられるか判断し、利用者が表1に定める状態像に該当するか 確認します。

○確認方法: 表1 ア(2)、オ(3)以外…認定時の基本調査の結果を確認

表1 ア(2)、オ(3)…基本調査に該当項目が無いため、適切なケアマネジメント

により確認

該当しない場合

②医学的所見の確認

該当する場合

次のいずれかの方法により医師に医学的な所見を求め、表2に定 める状態像に該当するか確認します。

- (1) 主治医意見書の記載 (表2に該当する記載がある場合利用可)
- (2)書面による意見照会(様式2を利用)
- (3) 医師からの聴取(サービス担当者会議の要点等に医師名及び内容を記載)

③サービス担当者会議等における検討

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、上記の福祉 用具の貸与が特に必要な理由を、介護予防支援経過記録又はサービス担当者会 議の要点に記載してください。



④必要書類の提出

津野町へ軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書(様式1)と 併せて以下の書類を提出してください。

- ・介護予防支援経過記録又はサービス担当者会議の要点
- ・介護予防サービス・支援計画表又は居宅サービス計画書
- ・医学的な所見の確認書類(②を行った場合)



提出書類の審査及びケアプラン作成担当者への聞き取り後、 確認結果をケアプラン作成担当者へ文書で通知します。



※以下の場合には再度手順①から確認が必要です。

- 要介護(要支援)認定の更新・区分変更を行った場合
- 例外給付の対象品目の内容に変更があった場合